

平成 2 6 年 第 1 回

# 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 6 年 1 月 1 5 日（水）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員	上野操
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

<p>松原委員長</p>	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 2 6 年第 1 回教育委員会定例会を開催します。本日は 1 名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔各委員了承〕</p>
<p>委 員 長</p>	<p>それでは、傍聴人の方の許可をいたします。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
<p>委 員 長</p>	<p>日程第 1、署名委員を決定します。 尾上委員と石井委員にお願いします。 日程第 2、議案の審議にまいります。 はじめに、第 1 号議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び平成 2 6 年度教育重点目標についてを審議いたします。 内容につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>柴田 教育推進課長</p>	<p>第 1 号議案、江戸川区教育委員会教育目標・教育方針及び平成 2 6 年度教育重点目標につきまして、お手元に資料をお配りしてございます。案というものでございます。以前から皆様方にはお目通しをということをお願いをしてございましたものでございます。</p> <p>昨年までは、このつくり方としまして、教育目標、それから基本方針、そして重点目標ということで、平成 2 6 年度というような形で年度を入れておりました。しかしながら、教育目標・基本方針につきましては、大きく変化するものではないということで、年度を外してございます。教育目標、それから基本方針にのっとりまして、次にお示ししております平成 2 6 年度の教育重点目標といたしまして、それぞれ基本方針を具現化するための事業・施策につきまして、重点目標として掲げてあるものであります。</p> <p>それぞれお目通しいただいた中で、多少文言の整理をさせていただいたものにつきましては、色をつけてお配りしてございます。これにつきましてのご審議のほど、よろしく願います。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>それでは、この件に関しまして、何かご質問、ご意見があれば、願います。</p>

石井委員	<p>まず、教育目標・基本方針についてなのですが、年度ごとに特に見直しはしないということなのですが、そうすると、例えばこれを見直したいのだというときには、どういうふうなプロセスを経ればよろしいでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>今年、こうしてつくっていただいた上で、来年に向けまして、また状況が変わったもの、そうしたものはその都度、ご意見をいただくような形になります。</p>
石井委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>その他、ご質問等ありますか。</p> <p>それでは、内容について協議をしていきたいと思います。進め方としましては、まず教育目標と基本方針、そちらを先にやりまして、あと、重点目標ということでやっていきたいと思います。</p> <p>それではご覧になって、1番、文言が変わっておりますけども、何か文言等で気づかれた点があれば、お願いいたします。</p>
石井委員	<p>まず1ページ目からなのですが、年少人口につきまして、第2パラグラフの3行目、「2010年の8割程度にまで急激に減少し」ということで、計算すればわかるのですが、2010年がどのくらいであったのかというような数を入れたほうがわかりやすいのではないかとということ。</p> <p>あと2点ありますが、同じパラグラフで。高齢者人口というところで、高齢者というのがお幾つより上の方を指すのかというのがはっきりされていればいいかなと思いましたが、それから4万人以上増加すると見込まれている、その数についても、入れていただいたほうが理解されやすいかなと思いました。</p>
教育推進課長	<p>今ご意見いただきましたとおり、その数字を実際に記入をさせていただくということで、変更させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>1ページ目、第4パラグラフなのですが、他のところにも1カ所だけ同じような記載があったのですが、第4パラグラフの一番最後、具体の教育施策</p>

	<p>ということで、もちろん言葉としては正しいのでしょうけれども、何と申しましょうか、具体的というふうにつながるのが普通かなと思いますので、優しい表現に変えていただければ。</p>
教育推進課長	<p>「具体的な」というような形。</p>
委員長	<p>「具体的な」でも読めますし、「具体化した」でもいいし。</p>
上野委員	<p>今まで「具体」という言葉は用語として使われてきているのですか。</p>
教育推進課長	<p>これまでも、確かに使ってきているとは思いますが。</p>
委員長	<p>1ページ目はよろしいですか。では、1ページ目、よろしく願いいたします。では、2ページ目です。こちらはいかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>第1パラグラフ3行目、一番最後のところなのですが、「社会の各界で貢献できる」となっていますが、これは社会の各界で活躍できるか、社会の各界に貢献できる、そのどちらかかなと思いました。</p>
委員長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>二重の四角の中なのですが、丸の二つ目、「自ら学び実践し、共に教え合い、育ち合う、個性や創造力豊かな人」とございます。これは昨年度までの記述と同じこととなっているのですが、ここで言いたいことは、要は自ら学び、実践し、ともに教え合い、育ち合う。そういうことをまとめたものが次の表現になるかなというふうに感じまして。</p> <p>そうすると、例えば個性や創造力豊かな人ではなくて、強い意志を持ち、協調性豊かな人というような表現になるかなと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>強い意志を持ち。</p>
石井委員	<p>協調性豊かな人。自ら学び実践するというのは、これは強い意志を持っているということだと思ひまして。今の表現ですと、自ら学び実践するのが個性豊かな人というふうに取り取れるのですが、どんなものでしょうか。</p>

上野委員	<p>自ら学び、実践する。ともに教え合う。そして育ち合う。これはあれでしょう、一つ一つが独立しているのでしょうか。</p> <p>その結果、個性や創造力豊かな人ができるという意味なのですか、それともみんな四つとも並列している感じなのですか。</p>
教育推進課長	<p>並列というよりも今おっしゃったとおり、前段の3点を行うことによって、個性やそういう豊かな人に結びつくという。</p>
上野委員	<p>そういうふうなことがわかるのならば、個性や創造力豊かな人でいいのではないかなと思うのだけど。</p> <p>これは基準法何かにも出ている言葉でしょう。すぐに読めるかどうかだけのだけど。</p>
委員長	<p>石井委員さんがおっしゃったような強い意志を持ち、協調性豊かな人ですか、そういうふうに表現をすると、前の「ともに教え合い、育ち合う」という、何ですかね、つながってくる。補足といたしますか、多少は読みやすいのかなと思いますけど。</p>
浅野教育長	<p>今回、この教育目標については基本的に変えていないという認識を持っていまして、少し全体的な枠組みを変えましたよね、この後の部分で、基本方針のところでは枠組みを変えて、それに沿って年度単位の目標をつくったということが書いてある部分なのですよ。</p> <p>教育目標は変わらないということになったので、つまり余り文言の整理みたいな形で教育目標を今やるべきでは、私はないのではないかなという気持ちがあって。もちろん、今のはいろいろな意見ですから、それはそれでいいのですけど。</p> <p>そうすると、これは解釈によっていろいろな問題になってくるので、どういうふうに位置づけられるかなというふうには思いますが、私なりに読んでしまうと、私は一番最後が個性や創造力豊かな人を育てることだと思うのです。でも、そういう人がともに、江戸川区で言えば協働ですよ。自らそういうふうな目標を持つのですけど、お互いに教え合って学びながら育っていくのですよということを、一つの行で表現しているのだらうなというふうに思うのですが。</p>

石井委員	私自身、言葉だけでいくとそういう整理ができるかなとは思ったのですが、教育長おっしゃるように、この部分は、多分余りいじらないほうが、その後のいろいろな整理がやりやすくだろうと思いますし、決して表現として変な表現ではないと思いますので。
委員長	以上のことで、この二重のかぎ括弧のところは、括弧内はこのままということでご了承いただくということで、よろしいでしょうか。 それでは、次の3ページ目です。
教育長	先ほどの石井委員さんのおっしゃられた「各界で」というところは、どういうふうに。
上野委員	私は、それは「活躍」と入れるのはやぶさかではないけど、「貢献」というのは入れておかなければいけないかと思います。国際社会、地域社会の各界で活躍し、貢献できる人間と。貢献は外さない。
委員長	そこのところよろしいですか、ありがとうございます。 では、3ページ目にいきたいと思います。こちらのほう、いかがでしょうか。
上野委員	ちょっとご説明いただいても。
教育推進課長	事前に前回お渡ししていたときの基本方針3につきましては、生きる力の養成というようなことでお出ししておりましたけれども、逆にわかりやすく、学校教育の充実という言葉に変えさせていただいたというものであります。 それから、この学校等が家庭・地域とございますけれども、これにつきましても学校等が地域の教育力をということだけでしたけれども、この部分を追加させていただきました。「家庭・地域との連携を一層深め」という文言を入れさせていただきました。 それから一番下ですけれども、文化遺産の伝承でございますけれども、こちらは、この黄色い部分を追加させていただいております。これは「子どもたち」という文でしたけれども、「をはじめとして区民」と広く載せさせていただきました。
委員長	では、この部分で何か。

石井委員	基本方針3にかかわるところなのですが、「高等学校」という文言があるのですが、区内の高等学校、まず何校ありますでしょうか。
松井指導室長	私立、都立合わせて10校です。
石井委員	それで、次の質問なのですが、高等学校との連携ということを書いておりますと、基本、全ての中学校が高等学校と連携をとろうとする。けれども地区内、あるいは近くに高等学校がないというような学校もあるかと思しますので、高等学校、この基本方針に入れ込むことはどうなのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。
教 育 長	<p>一つは、この基本方針を変えたものは、今まで1、2、3と3本だったのです。新たに環境、ハードも含めて。環境というものと文化遺産、文化財の絡みの話を別出しをしたということで全部含んでいたのです。</p> <p>それで前回、そこのところの基本方針3のところ、表題が生きる力になったので、生きる力というのはそういうものをトータルで考えていくものではないということで、このように表題を直させていただいたのですが。</p> <p>今のお話は、ちょっと私はよくわからないのですが、高等学校は、今言ったように区内10カ所もあって、中学校の3分の1あるわけですね。近くにあるかないかということよりも、江戸川区という同じ地域の中で子どもを育てていく環境の中で、高等学校はほとんどの方が何らかの形で進学していくわけでありまして、そういうことの連携は、むしろ私は強化すべきだと思っているのです。非常に今、薄いと思っています。</p> <p>ですから、むしろそういうものは積極的に、もう少し情報をお互いとり合って、子どもたちが進学先を区内にない学校を目指す人が多いかもしれないけど、区内にもこういったいろいろな高校があって、こんな環境があるのだよということを情報交換していくと、随分子どもたちの未来が変わってくるというふうに私は思っています。そういうのがむしろ、これから積極的に高等学校に出向いて、協力関係をつくりましようと思っているのです。</p> <p>だから身近にあるかないかではなくて、身近だと思っているのです。全部高等学校のエリアから考えれば、高等学校のエリアはもともと区内だけではないのですから。都区含めたエリアを持っている中で、やはり江戸川の子どものかわりということであれば、みんなかかわるべきだというふうに私は思うので、そういうふう書いてあるというふうに思っています。</p>



委員 長	他にいかがでしょうか。
上野 委員	<p>この項目は、江戸川区の教育行政力が及ぶ範囲に対してではなくて、江戸川区という地域社会の中で、教育に関係あるいろいろな団体と連携、協力していこうと。</p> <p>例えば、「地域力」って入れたんだそうです。区民は、区の中での区民のいろいろな権利も義務もあると。教育行政が直接ということではないですね。</p> <p>そういう意味で、高等学校も私立も入れていると思うんですけども、ただ、言葉で恐縮なのですが、「並びに関係諸関係と連携した取り組みを進めて」というのは、ちょっとかたいような気もするのです。例えば諸機関と連携し、協力してとか諸機関と協力し、連携しとか。取り組みを進めるという間に協力という言葉を入れたほうがいいと思うのです。</p> <p>それによって、問題は先ほども出ていたように豊かな人間性や主体性を育成すること。協力・連携して、豊かな人間性や社会性を育成すると思います。</p>
委員 長	<p>今、ご意見出ましたけれども、高等学校という文言は、別にいるかなというふうに思います。</p> <p>今、上野委員さんから出た関係する機関の関係を省いて、連携・協力し、取り組みを云々というほうがという、豊かな人間性に行き着くという。つまり「協力」という文言を入れたほうがどうかと。</p>
上野 委員	手を携えながら協力し合って、目的は豊かな人間性に結びつくかなと思いますが。
教育 長	私は結構です。
委員 長	よろしいですか、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。基本方針の5のところはよろしいですね、区民が入ってよかったと思います。
石井 委員	<p>基本方針4なのですが、教育環境なのですが、書かれている事柄がソフト面が中心で、ハード面のことになると安全安心というようなことで、第2パラグラフの学校施設に係るような記述になってくるのですが。</p> <p>例えば教育に関する先端的機器の導入ですとか、そういう種類のハード面の事柄というのが、どういう取り扱いになっておりますでしょうか。</p>

教育推進課長	この後、重点目標の説明で触れさせていただいております。ここにつきましては、大きく見たハード面、施設環境を含めてのことを。
石井委員	わかりました。
委員長	では、教育目標、基本方針を終えまして、次に、重点目標のほうですね、こちらのほうのご意見をお願いしたいと思います。まず1ページ目です。
石井委員	<p>(5)(6)(7)の記述が基本方針1ではなくて、別なところにいくべきではないかなと考えました。</p> <p>(5)は健全育成、基本方針2。それから(6)は3、学校教育の充実。(7)は基本方針の4、教育環境の整備。そこに移したほうがいいのではないかなと、まず思いましたがいかがでしょうか。</p>
委員長	(5)(6)(7)のご意見がありましたけれども。人権尊重の精神の育成がテーマになります。
上野委員	(5)(6)(7)が要らないというのではないでしょう。
石井委員	ここの項目ではなくて、別な項目に移したほうが、おさまりがよいのではということです。
委員長	<p>バランス等を考えますと。あと、私はこれでいいのかと思ったのですが、人権尊重という言葉で考えますと、いじめや問題行動、これもやはり人権尊重の観点が出てきますし、豊かな心、人権尊重の基本でありますし、それをボランティア、読書、文化。スポーツ活動がないのですよね。やはり何でしょう、ボランティア、読書、文化活動で人権教育ができますが、スポーツ活動でもできると。ちょっとそれを考えていただければと思いました。</p> <p>(7)も、やはり地域関係諸機関等の外部人材を活用させていただいて、人権教育。具体的に言いますと、全盲の人に学校においていただいて道徳の授業をやるとか、そういったこともやっている学校もありますし、そういう意味では、ここにあってもいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。</p>

上野委員	全体をうまくざっとやってみないと、全体の中のバランスが。
委員長	とりあえず、ご意見だけ出していただいて。
尾上委員	<p>(5)(6)(7) 人権の問題だと思います。一番大切な、いじめ、人に対するという部分の中で、基本方針1で私はいいのではないかなと、そんなふうに感じます。</p> <p>あと先ほど委員がおっしゃったように、スポーツの関係も確かに大事な教育のできる最高の場所だなと感じます。</p>
委員長	<p>とりあえず、ざっと流してみましよう。</p> <p>ごめんなさい、2番のところの障害の「害」、今、多分文科省は「害」と使っていないかと思うのですが。</p>
教育長	これは法律用語ですから。使っていけないということはないと思うのです。
上野委員	これ、身体障害者の障害でしょう。
教育長	障害者基本法の障害もそうでしょう。そういう使い方でもって統一している文章は確かにありますけど、今の段階では、使ったらいけないというふうには言えないと思うのです。
上野委員	ただ、今、委員長がおっしゃるのは、ぱっと見たときの感覚なのですよね。いわゆる法的な用語にするならば、いきなり障害といわないで、例えば身体とか心身とかというのではないですか、障害者のことは。一般に障害というから、何かそういうイメージがわいてしまう。
教育長	考え方としては、そういう整理をしたほうがいいと思うのですが、ちょっと文字を変えればいいのかという問題では、結構難しいのではないかなと思うのです。
委員長	各学校に教育課程の説明するとききちんと指導主事が説明がされるのでいいのだけでも、ホームページに載せるのですよね。そのときに一般区民が、あるいは他の人が見たときに、あれと思わないかなと、ただ単純にそう思っただけなのですが。

上野委員	これは、ちゃんと法律用語の一部なのでしょう、障害というのが。それが、例えば禁止用語みたいなまでになった場合は当然別ですけど。法律によってきちっと定義されているのなら、いいのではないかと。
委員長	とりあえず2ページ、文言も含めてちょっとお願いします。ご意見でも、ご質問でもいいです。2ページ、いかがでしょうか、健全育成です。
石井委員	重点目標の順番が、まずちょっとどうかなと思ひまして。教育の原点は家庭にあるということが基本方針でうたわれていますので、家庭の記述というのが一番上に来たほうがいいのではないかなということで、私が思いましたのは、1、2、3、4とありますが、それが4、3、1、2とくるのがいいかなと思ひました。
教育長	家庭がというふうにはっきり書いてあるのは(1)なのではないですか、他のところはむしろ家庭も入るけど、いろいろなところとの協力関係みたいなことになっていますよね。(1)は、家庭でまずやるべきだと書いてあると思うのですけど。
石井委員	ですが、これは心身のことを言っていますので。そうではなくて、ここでは教育。そういう意味でいくと、教育ということと家庭が一緒に出てきている文章がないだけなのですが。
委員長	私は、つまり教育委員会が発信する重点目標ということで考えると、やはり学校の教育がきちんと来ないといけないなというふうに捉えてまして、順番はこれでいいのではないかなと思うのですけど。 文言も含めてどうですか、このところを読んでいただいて。
上野委員	私も重点目標としては、内容としてはこれが基本方針に直結する一番総論的ではないかなと思ひますけど。
委員長	他にいかがでしょうか。
尾上委員	(3)なのですけども、交通安全、情報リテラシー教育等と、私がちょっとわからないのかもしれませんが、リテラシーというのはどういうことかし

	<p>ようか。防犯、防災、交通安全、情報リテラシー。</p>
教 育 長	<p>情報リテラシーは、区のあれにも使われているのかな。</p> <p>これは変えてもいいような気がしますけど、情報に関するいろいろな知識とか能力とか、そういうようなことなのですけど。</p> <p>江戸川区の情報の計画書なんかには、リテラシーって一般的に使われてはいますけども、でも学校で使うこととしてふさわしくないというか。</p>
尾 上 委 員	<p>何かちょっとわかりにくいかなと、私は思ったのですけど。</p>
教 育 長	<p>日本語に直りづらいから使われているという部分もあるかもしれない。</p>
教育推進課長	<p>当初、情報安全教育という文言を使わせていただきました。せんだってお示しをさせていただいたのは、情報安全教育というものだったのですが、情報を扱うに当たって安全教育だけでは、その側面だけではなく、もうちょっと広い意味での教育というのが行われています。現実に行われている部分がありますので、リテラシー、情報リテラシーというと一般的に情報活用能力とあるということで、一般的に比較的使われている用語だということで、置きかえさせていただいたものです。</p>
委 員 長	<p>一般的にはなっています。よろしいでしょうか。</p> <p>続いて、3ページ目をお願いします。いかがでしょうか。</p> <p>私は生きる力が新しく変わったのが、すごく読みやすくなりました。説明書きの中に生きる力が入ってますので、これで十分だと思うのです。</p>
石 井 委 員	<p>(4)なのですが、「体力向上と運動能力を育む」とありますが、育むのは運動能力であって、体力向上は図るだと思しますので、「体力向上を図り、運動能力を育むため」がいいのではないかと思います。</p>
委 員 長	<p>体力向上を図り、運動能力を育むか。</p>
石 井 委 員	<p>はい。それから同じところなのですが、後半が少しひっかかりまして、「遊びを通じて運動、スポーツに親しむ習慣と意欲を育成する取り組みを推し進めます」とありますが、遊びを通じてというのは、どうも何か漠然としているような気がいたしまして、これを抜いて、「運動、スポーツに親しむ習慣を</p>

	身につけるような取り組みを推し進めます」ではいかがでしょうか。
委員長	この「遊び」が入っているのは、何か。
教育推進課長	思いは、その前にあります体育の授業という言葉の対比として、授業だけではなくて休憩時間も含めて、全体の中での「遊び」という言葉を。
教育長	これは遊びという定義がないと思うのですが、私の中では遊んでくれということをよく校長会なんかでも言いますが、それは特に想像力とか創意工夫なのです。スポーツとかなんとかというと、大人が言うと、このスポーツというルールがあって、このとおりにやいなさいというようなことになりかねないので、子どもたちが自由に発想して体を動かしてということが大事だということを、遊びという言い方をしている、私はそうしていますが。遊びというのは、そういう自由な発想が必要だということを言うのであれば、私はこの言葉が一番いいと思うのですが。
委員長	そうですね、他にいかがですか。 遊びの中で、子どもたちは多分ルールづくりとかいろいろやっていくと思うので。
上野委員	授業というものと対応しているという意味ではいいのではないかと思うのですが。
委員長	どうでしょうか。
石井委員	いいと思います。
委員長	では、裏面の4ページ目、ありますか、どうぞ。 4ページ目も(12)(13)がございますので、ちょっと見ていただけますか。 よろしいでしょうか。なければ、5ページ目の基本方針の4のほうをお願いします。何かあればお願いします。 最後に6ページ目、文化遺産のところはいかがですか。 特にないので、重点目標の最初からざっと見て、文言も含めてちょっと揉んでいただいたのですが、もう一度トータル的に見ていただいて。

石井委員	<p>基本方針1なのですが、まず(5)からなのですがけれども、「いじめや問題行動等は許されない行為であることを明確に認識できるよう、人権教育を推進します」というような、ストレートな表現ではいかがでしょうか。</p>
委員長	<p>すみません、「明確に」するというのが、非常に難しいと思うのです。だから、この原文のとおりだと各校でこれを受けて、各校の教育目標をつくっていくときに、それぞれ具体的に、これがいじめなのだという法的に言われていることも含めて、決めていければいいのかなというふうに。区として出す方針としては、このほうが多分、理解はされやすいのかなと、そんな印象を僕は持っているのですけど。</p>
石井委員	<p>そういうことでしたら、「明確に」という言葉は除いても、全然問題ないとは考えています。</p>
教育長	<p>石井先生のおっしゃる言葉は、それ自体については余り言う根拠は何もないです。文章としてはいいと思うのです。委員長がおっしゃったような意味も含めて、法律の先生の前で言うのあれですけど、法律なんかも全部、その中に書き込まなければいけない項目をみんな書くのです。法律の文章って、多分一番読みづらい文章になるのかなと、私は感覚的に思うのですけど、でもそこにみんな書いてあるのです。その中で読み取っていくということになる部分もあるので。</p> <p>今のところだって、先生のおっしゃること、ストレートにそういうことかなと思いますけど、他もみんなそういうことを言うと、結構みんなありますよね、ここだけ一言でいえばいいではないということに、そこにはこういう要素がありますって大体みんなここで書いてあるので、みんなそれは直さなければいけないということになるのですけど。</p> <p>委員長のおっしゃるように、これはとりあえず教育委員会の大きな枠組みをつくって、それだったら学校では今言ったように、このうちのこういう目標にしますよとかと、ストレートな目標になっていくと思うのです。だから、この学校はその中のどれを書くかというようなことを参考にするための枠組みみたいなところもあるので、余り文章として読めない、わからなくなってしまう限りは、そこに書いてあるということが大事なのではないかなというところもあるというふうに思うのですけど。</p> <p>文章として、石井先生のおっしゃるとおりだと私も思いますけど、でもそ</p>

石井委員	<p>こだと、他に漏れた部分をどこかにまた書かなければいけないとか、そういうことにもつながるのではないかなというふうには思いますけど。</p> <p>今のことはわかりました。</p> <p>別なことといたしまして、(6)(7)に道徳教育という言葉として出てきているのですが、これは基本方針に掲げてある「心の教育」という表現ではまずいでしょうか。(5)の道徳性はいいと思うのですが、道徳教育となると、かなり何ていいんでしょうか、すごく枠組みが決まってくるような、そんな気がいたしまして。むしろ基本方針でうたっている「心の教育」というのをそのまま当てはめるのではどうかなと思いましたが、いかがでしょう。</p>
教育長	<p>難しい話だと思うのですが、道徳教育は道徳教育の時間として、学校の中で組み立ててやっているのです。それが心の教育だといえばそうかもしれませんが、つまり上に書いてある心の教育というのは、私なりにいえば、もう少し清いというか、心というか、子どもの精神を培う全てのものがここに入ってくるというふうに思うのですけど。</p> <p>道徳教育が全てそれがイコールかということ、もう少し道徳教育がある程度隔離されたものが今あるというふうに思いますし、それをしっかりやってくれということもあって、今、国のほうの動きでも強化に位置づけようという動きがあるように、それは道徳教育のそれをやれば、心の教育が全部カバーできるかということ、そういうものでも多分ないのではないかなというふうに思うのです。</p> <p>だから、心とかなんとかというのを定義しろと言われてしまうと、それは難しいのですけど。それは広く子どもの精神を培う全てをこの中に含めるとすれば、いろいろなアプローチの仕方はあるのだろうというふうに思うのです。うまく言えなくて申しわけないですけど。</p> <p>そういうふうに考えてしまうと、心の教育というのは道徳教育かということ、そうではないという部分があって。報復的なものとか倫理観とか、それから規律とかそういったものも含めて、道徳では教えていくというふうに思うのですけど。その中に当然、心のかかわり方というのをそこで学んでいくわけですけども。</p> <p>その精神を育てていく教育の中には、もう少しいろいろなものが、道徳教育といわれている範囲内で、学校が受けとめる場合の道徳教育の中で、それが全部できるかということ、そうではないのではないかなというふうに思うのですけど。</p>



委員 長	<p>同じような考えなのです。心の教育というふうにしてしまうと、多分これを受けた学校で考えていくときに難しいと思うのです。</p> <p>道徳教育というと、大きく四つの分野に分かれています。学習指導要領で書かれてくることは、自分とか他人とか社会とか自然に畏敬の念とか、24項目ぐらいあるわけなのですが、それが具体的にうちの学校では思いやりがいいから、ここについてやろうとかもっていただけるのですが、心の教育というと、どっちから攻めていったらと、多分迷ってしまうのかなと。</p>
尾 上 委 員	<p>確かに、心の教育ってすごく大きいなと私は思っています。</p> <p>いろいろな角度から教育することってできるけども、学校側としては学校として足りないところとか、ここを目指そうとか、時によって違ってくると思うのです、年度によっても。やはり学校として、これから教育をしていくながら、心の教育にもつなげていこうというような形になっていくのではないかなと思うので、道徳教育という文言のほうが取り組みやすいのではないかなと、そんなふうに感じます。</p>
石 井 委 員	<p>(7)の形容詞の使い方なのですが、「効果的な人権教育、道徳教育」としているのですが、教育に「効果的な」という形容詞は、ちょっと似合わないのではないかなと思ひまして。例えば「深みのある」ですとか、そんなような言葉でいかがでしょうか。</p>
上 野 委 員	<p>ちょっと深みのあるは抽象的な感じになってしまうのだけど、効果的というのも、ちょっと。そういえば言うけども、何か。</p>
尾 上 委 員	<p>効果的を抜かしてもいいのではないですか、いくということで。</p>
委 員 長	<p>読めなくはないですね。</p>
上 野 委 員	<p>効果的、効率というのも同じだろうな。</p>
教 育 長	<p>教育効果という言葉は使う。</p>
委 員 長	<p>使いますね、教育効果。</p>

上野委員	私は根本としては、実は「効果的」でいいと思っていますけども、確かにそういうふうな響きがあるなら。石井先生の「深みのある」という気持ちもわかるのだけども。
教育長	書くほうでは外部人材を活用するということを書いたので、先生がやるということは当然やることなのだけど、それだけでは足りないものとか何か、人材を活用するということから、多分こういう言葉が出てきているのではないかと思うのですけど。
委員長	特に読んでいて変だなとは思わなかったですけど。
教育長	一般的に、私も効果とか成果って好きではないけど、教育界にものすごくはびこっている言葉だと思うのです。特に成果なんていうのは、人の評価も含めてものすごくあると思います。先生にとっては、わかりやすい言葉なのではないかなと思うのです。
上野委員	効果的でよろしいのではないですか。
石井委員	はい。
委員長	よろしいですか。 では、原案のままで1ページは処理をさせていただきます。
上野委員	さっき石井先生がおっしゃった(6)のところも、目的が豊かな心を育むためなのです。豊かな心を育むために、具体的にどういうふうな方法をとるかということなので、その中の一つが道徳教育なので、集団的なものでしょう、目的に対する。 道徳教育という言葉も、教育基本法、新旧以降どんどん使われているので、私はいいのではないかと思います。
委員長	では、2ページ目、方針の2。情報リテラシーは、皆さんご意見ありますか。
上野委員	やはり日本語にしたほうがいいのではないかな。

教 育 長	情報教育でいいのでは。
上 野 委 員	我々の時代は、なるべく日本語を使うことになっている。
委 員 長	では、2ページ目はよろしいでしょうか。 3ページ目も(4)が、子どもたちの体育向上を図り、運動能力を育むためでしたかね、遊びはそのまま。4ページはいいですね。 それでは、協議ほぼ出てきたと思いますので、あとは事務局のほうで確認をお願いしまして、それでは、第1号議案は修正のうえ決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、決定といたします。 次に第2号議案、教職員の服務についてを審議します。第2号議案は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。
	〔賛成者挙手〕
委 員 長	それでは、賛成多数と認めます。これより審議は秘密会となります。傍聴人の方は退室願います。
	〔第2号議案 秘密会により審議〕
委 員 長	続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育推移進課からお願いいたします。
教育推進課長	教育委員会の後援名義の使用承認について、私から2件、ご報告をさせていただきます。 1点目でございます。2014人権の集い。申請者は人権の集い実行委員会の代表でございます。後援回数でございますが、教育委員会の後援は12回目ということであり、事業目的、概要にございまして、部落解放の現実に学ぶことから、部落問題の早期解決に資することを目的とし、広く

	<p>区民に人権尊重思想の普及・高揚を図るというものであります。</p> <p>後援の申請内容でございますが、名義の使用ということでありまして。実施日時ですが、平成26年2月7日(金)、会場は江東区カメラヤプラザ。区民、一般を対象としてございます。経費の徴収として、参加費1,000円。その他はございません。</p> <p>これは、ちなみに江戸川区の後援名義、それから江東区の双方からも、そして教育委員会ということで後援の申請が出ているものでございます。これまでも後援をしている、名義の使用を許可しているものであります。</p> <p>2点目でございます。第15回、ソロアンサンブルフェスティバル。申請団体、主催者でございますが、江戸川区吹奏楽連盟理事長でございます。講演回数は15回目、事業の目的としては、江戸川区における吹奏楽の振興と発展を目的とし、アンサンブル、ソロの演奏力向上により、合奏技法の向上にささげるというものでございます。後援の申請内容は、後援名義の使用になっております。</p> <p>実施日時は平成26年2月11日(火)、午前10時から午後8時の予定であります。文化センター大ホールで、区内小・中・高校生、一般区民を対象にしたものでございます。経費の徴収としては、参加費としてソロが1,000円、アンサンブルが1人700円というものであります。以上2点について、よろしく申し上げます。</p>
委員 長	何かご質問、ご意見があれば、お願いいたします。特によろしいでしょうか。
石 井 委 員	初めのほうの人権の集いなのですが、2点お聞きしたくて。今回は実施会場江東区ということなのですが、江戸川区で開催していることもあるかということと、それからこれまでの、例えば江戸川区の方の参加数のようなものがわかりになれば、教えてください。
教育推進課長	これは毎年行われているのですが、会場としてはカメラヤホールを使用されております。昨年の参加者でございますが、全体で167名ということでございます。
尾 上 委 員	二つ目のソロアンサンブルフェスティバルですが、対象と範囲の中で、区内の小・中・高、一般区民とありますけれども、これは学校のクラブとかそういうところに声掛けをして、参加者を募っているようなことでしょうか。

教育推進課長	<p>学校としての申し込みもありますし、バンドのチームとして申し込まれるアンサンブル、それぞれ学校名と学校名のない団体等が出てくる方がいらっしゃいます。</p>
尾上委員	<p>ちなみに何名ぐらい参加、去年はされているのですか。</p>
教育推進課長	<p>ソロの部分で22名、内訳としては中学生が21名、区内では6校。アンサンブルではありますが、こちらは94組、うち小学生が10組、中学生が75組、その他は一般。</p>
委員長	<p>よろしいですか、他にございませんか。 他になれば、ただいまの報告を了承といたします。 次に、学務課からお願いします。</p>
住田学務課長	<p>来年度の学校給食運營業務委託の地域導入校について報告をさせていただきます。地域導入校は2校ですけれども、ちょっとお時間をいただいて、学校の栄養士について説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>基本的に、区立小・中学校の栄養士は東京都の職員であります。東京都から給与が支払われているということになっておりまして、東京都の栄養士の配置基準というのは、2校で1名というふうになっています。</p> <p>ですので、区によっては1人の栄養士が二つの学校を見ている区もあって、そのような区では教職員が給食の食材料の注文をしたりとかお金を支払ったりとか栄養士の仕事を一部肩がわりしているような区もあります。江戸川区では昭和50年から栄養士の全校配置を行って、東京都が配置する半分の学校に加えて、残りの半分の学校には区が独自に栄養士を採用して、全校に栄養士がいるようにしたところがあります。</p> <p>ただその後、区の財政が厳しくなって、さまざまな職種で退職不補充というような方針が出たのですけれども、区の栄養士の退職後は正規の栄養士を採用せずに、非常勤の栄養士に切りかえてきたところです。しかし、非常勤の栄養士というのが1週間の勤務時間が30時間が上限になっていたりとか、あるいは多くの非常勤の栄養士が二、三年で退職してしまって、その後募集しても採用が難しいこともあって、2年前の平成24年度から民間委託に切りかえたという経緯があります。給食の調理業務と合わせて、栄養士の業務も委託して、民間の会社に、その学校の給食業務を総合的に委託すると</p>

	<p>というような形をとっているものであります。民間の栄養士も一般の栄養士と同じように、献立の作成であるとか食材の発注や支払いの他に、アレルギーの対応だとか、あるいは食育などについても行って、基本的にフルタイムでの勤務となっているところであります。</p> <p>現在13校で、この学校給食運営業務の委託が行われていますが、区の栄養士の退職に伴って、来年度新たにこの2校を増やすということになります。給食調理業務の委託もそうですが、学校長やPTA、栄養士の代表などから成る選定委員会で優秀事業者を選定しますけれども、この学校給食委嘱運営業務については、既に江戸川区の学校給食の調理業務を3年以上受託している会社の中から優秀事業者を選定して、それで今年度の選定委員会で、表にある2社が、そこで選ばれたということで、こういう形で決めさせていただいたということでありまして、以上です。</p>
委員長	何かご意見、ご質問があればお願いします。
石井委員	この表の一番下にあります委託事業者7社というのは、これは3年以上やっている会社が7社という、そういうことですか。
学務課長	もっとたくさんあるのですけれども、現在13校で給食運営業務を委託している会社が7社あるということです。
石井委員	どのくらい分母というのはあるものなのでしょうか。
学務課長	今、調理業務を委託している会社が17社あって、ほとんどは3年以上なのですけど、新規の会社も1社くらい入っているものですから、そのくらいが分母になっているということでありまして。
委員長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>では他になければ、ただいまの報告を了承といたします。</p> <p>研究所のほうから1点。</p>
松井 教育研究所長 (指導室長)	平成25年12月分のいじめ電話相談の報告でございます。12月は、いじめ電話相談は0件でした。
委員長	今のいじめ電話相談ですが、何かご質問等はございますでしょうか、よろ

しいですか。

他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。

この他に報告事項などはございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、平成26年第1回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会時刻 午後2時36分